

鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会規則

平成19年7月18日

規則第20号

最終改正 令和5年3月29日

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会条例（平成19年条例第19号。以下「条例」という。）第12条の規定に基づき、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(審査会の会長等)

第2条 審査会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審査会を代表し、会務を総理し、審査会の会議の議長を務める。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委員がその職務を代理する。

(審査会の会議)

第3条 審査会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会議は、委員（会長を含む。次項及び第9条第2項において同じ。）の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(起草委員)

第4条 諮問事項に対する審査会の答申案を作成させるため必要と認められる場合は、審査会に答申案起草委員（以下「起草委員」という。）を置くことができる。

- 2 起草委員は、2人以内とし、委員の互選によりこれを定める。
- 3 起草委員の任期は、前項の規定により選出された日から諮問事項に対する答申を行う日までとする。

(諮問を受けたときの措置等)

第5条 審査会は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合情報公開条例（平成19

年条例第17号)第20条第1項又は個人情報保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第1項の規定により実施機関から諮問を受けたときは、当該実施機関に対して、相当の期間を定めて、開示決定等、訂正決定等、利用停止決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為の理由説明書の提出を求めるものとする。

2 審査会は、前項の理由説明書が提出されたときは、次に掲げる者に対し、当該理由説明書の写しを送付するものとする。

(1) 審査請求人及び参加人

(2) 開示請求者、訂正請求者又は利用停止請求者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該審査請求に係る開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(意見陳述の申立て等)

第6条 条例第6条第1項の申立ては、口頭意見陳述申立書(様式第1号)によってしなければならない。

2 条例第6条第1項の申立てをした者で同条第3項の規定により、補佐人とともに意見を述べる機会に出頭しようとするものは、あらかじめ補佐人出席承認願書(様式第2号)を審査会に提出し、その承認を得なければならない。

(意見書の提出の通知)

第7条 審査会は、条例第7条の規定により審査請求人等から意見書又は資料が提出されたときは、審査請求人等(当該意見書又は資料を提出した者を除く。)にその旨を通知するものとする。

(審査会への提出資料等の閲覧等)

第8条 条例第9条第2項の規定により審査会に提出された意見書又は資料の閲覧の申出をしようとする者は、審査会提出資料等閲覧申出書(様式第3号。以下「申出書」という。)を審査会に提出しなければならない。

2 審査会は、前項の規定により申出書が提出されたときは、速やかに当該閲覧の諾否を決定し、その旨を審査会提出資料等閲覧承諾通知書(様式第4号)、審査会提出資料等閲覧一部承諾通知書(様式第5号)又は審査会提出資料等

閲覧拒否通知書（様式第6号）により、当該申出書を提出した者に通知するものとする。

（議事録の作成）

第9条 審査会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

2 前項の議事録は、会議に出席した委員の承認を得て確定する。

（答申の内容の公表）

第10条 条例第11条の規定による答申の内容の公表は、鹿児島県後期高齢者医療広域連合公告式条例（平成19年条例第2号）に定める公表の例による。

（公印）

第11条 審査会の会長の公印は、別表のとおりとする。

2 前項の公印は、広域連合事務局総務課長が保管する。

（庶務）

第12条 審査会の庶務は、広域連合事務局総務課が行う。

（委任）

第13条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年4月1日規則第1号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成28年3月24日規則第6号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月29日規則第4号）

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第11条関係）

公印の名称	ひな型	寸法 (ミリメートル)	字体	使用区分	個数																																										
鹿児島県後期 高齢者医療広 域連合情報公 開・個人情報保 護審査会会長 印	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>会</td> <td>情</td> <td>情</td> <td>広</td> <td>高</td> <td>鹿</td> </tr> <tr> <td></td> <td>報</td> <td>報</td> <td></td> <td>齢</td> <td>児</td> </tr> <tr> <td></td> <td>保</td> <td>公</td> <td>域</td> <td>者</td> <td>島</td> </tr> <tr> <td>長</td> <td>護</td> <td>開</td> <td>・</td> <td>連</td> <td>県</td> </tr> <tr> <td></td> <td>審</td> <td>・</td> <td>連</td> <td>医</td> <td>後</td> </tr> <tr> <td></td> <td>査</td> <td>個</td> <td></td> <td>療</td> <td>期</td> </tr> <tr> <td>印</td> <td>会</td> <td>人</td> <td>合</td> <td>療</td> <td>期</td> </tr> </table>	会	情	情	広	高	鹿		報	報		齢	児		保	公	域	者	島	長	護	開	・	連	県		審	・	連	医	後		査	個		療	期	印	会	人	合	療	期	方24	隷書体	審査会会 長名によ る公文書 用	1
会	情	情	広	高	鹿																																										
	報	報		齢	児																																										
	保	公	域	者	島																																										
長	護	開	・	連	県																																										
	審	・	連	医	後																																										
	査	個		療	期																																										
印	会	人	合	療	期																																										